

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|--|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 水銀鉱の掘採に係る措置 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀鉱の掘採を禁止する。 |
| 内容 | 水銀鉱の掘採を禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 経過措置として、この法律の施行の際現に鉱業法(昭和25年法律第289号)の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者に対して、この法律の施行日から15年間は、水銀鉱を掘採することができる旨を規定するとともに、当該掘採した水銀鉱から得られる水銀等について譲り渡し先の制限等を付す。 |
| 関連条項 | 第4条、附則第2条 |
| 必要性 | 条約上、「条約が自国について効力を生じた日に行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない」ことが規定されており、その担保のため、我が国において水銀鉱の掘採を禁止することが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。 |
| 行政費用 | 国において、事業者が水銀鉱の掘採を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。 |
| その他の費用 | なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。 |
| 便益 | 条約発効後における水銀鉱の掘採が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。罰則規定を設けることで、国による監督・行政指導に要する費用を削減できる。 |

| | | |
|----------|---|---|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 水銀鉱の掘採禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が水銀鉱の掘採を行っていないかどうかの監督及び水銀鉱の掘採を行っていた場合の行政指導にかかる費用が発生する。 |
| その他の費用 | なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。 | |

| | |
|-----|------------------------------------|
| 便 益 | 現状、我が国において水銀の一次採掘の実態はなく、規制が最小化される。 |
|-----|------------------------------------|

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において水銀の一次採掘の実態はないため、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における水銀鉱の掘採が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に水銀鉱の掘採を行う者が現れないことを確実に担保することはできないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

現状、我が国においては水銀採掘の実態はないが、将来における水銀採掘は法的に禁止されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 | |
| 政策の名称 | 特定水銀使用製品の製造禁止等に関する措置 | |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp | |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) | |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀を使用する製品のうち特定の製品の製造等を禁止する。 | |
| 内容 | 特定の水銀使用製品について、条約で適用除外が認められた用途のために製造されることが確実である旨の許可を受けた場合を除いてその製造を禁止することとし、無許可製造、又は偽りその他不正の手段により許可を受けた者に対して罰則を設ける。 また、許可等を受けていない特定の水銀使用製品を他の製品に部品として使用することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 | |
| | 関連条項 | 第5条～第12条 |
| 必要性 | 条約上、附属書A第一部に掲げられた水銀使用製品の製造禁止、禁止された水銀使用製品が組立製品に組み込まれることの防止することが規定されており、その担保のため、特定水銀使用製品の製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する措置を講ずることが必要。 | |
| 費用 | | |
| | 遵守費用 | <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の作成に係る費用が発生する。 事業者によっては、許可の基準を満たす製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。 |
| | 行政費用 | <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の審査・許可に係る費用が発生する。 遵守状況の確認に係る費用が発生する。 |
| | その他の費用 | 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 |
| 便益 | 条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。 | |

想定される代替案

特定の水銀使用製品について、条約で適用除外が認められた用途以外での製造を禁止することとし、当該規定に違反した者に対して罰則を設ける。また、条約で適用除外が認められた用途以外で、特定の水銀使用製品を他の製品に部品として使用することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。

| | | |
|------|--------|---|
| 代替案① | 費用 | |
| | 遵守費用 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、条約上製造が許容される製品を製造するための研究開発、設備導入、維持費用が発生する可能性がある。 条約で適用除外が認められた用途である(代替製品がない等)ことを、事業者自身で判断することになるため、製造を開始した後で条約上認められない用途であることの指摘を受けるリスクがある。 |
| | 行政費用 | 遵守状況の確認に係る費用が発生する(条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの費用が発生する)。 |
| | その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 条約で適用除外が認められる用途を国内法制化する際、許可制の場合のように個別の事情に応じて柔軟に判断することが困難であるため、硬直的な制度となりやすい。 |
| | 便 益 | 条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、条約上許容される用途であるかどうかを事業者が判断することとなるため、国が一元的に判断する新法による規制案に実効性の点で劣る。 |

| |
|--|
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) |
| <p>費用:新法による規制案では、事業者や行政において許可手続きに係る費用負担が発生するが、代替案①では、事業者が製品の製造を開始した後に条約上許容されない用途であることが発覚した場合に製造を中止しなければならなくなるリスクがあることや、硬直的な制度となりやすい等の費用負担が発生する。また、代替案①では、条約で適用除外が認められた用途であるかどうかの国による事前確認を行っていないため、新法による規制案の場合に比べて、多くの監督費用が発生する。</p> <p>便益:いずれの場合にも、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、代替案①では、条約上許容される用途であるかどうかを事業者が判断することとなるため、国が一元的に判断する新法による規制案に実効性の点で劣る。</p> <p>以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。</p> |

| |
|---|
| 有識者の見解その他の関連事項 |
| <p>「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)</p> <p>我が国では水銀添加製品のうち農薬や化粧品等一部の製品を除き製造・輸出入は規制されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。</p> <p>水銀代替・使用量削減について優れた実績と技術を有する我が国は、水銀添加製品における水銀使用を削減していくという条約の趣旨に鑑み世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くす役割がある。水銀添加製品が不適正に処分されること等により水銀が排出され地球規模での水銀濃度を増加させ、食物連鎖等により我が国の国民の健康リスクが高まることを避ける必要があることから、条約の規定を遵守するのみならず、水銀添加製品における水銀使用については可能な限り代替及び削減を目指していくべきである。</p> <p>条約上代替が困難であるとして規制の適用が除外されている用途における製品については、国内における実現可能な代替製品がないものに限って製造等の禁止の適用対象外とすることを検討すべきである。</p> |

| |
|--------------------------|
| レビューを行う時期又は条件 |
| 附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。 |

| |
|-----|
| 備 考 |
| |

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 新用途水銀使用製品の製造等に関する措置 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、新用途の水銀使用製品の製造等を抑制する。 |
| 内容 | 人の健康又は環境の保全に寄与する場合でなければ、新用途の水銀使用製品の製造等をしてはならないことを基本原則として定めるとともに、当該製品を製造しようとする事業者に対し、当該製品の利用が人の健康又は環境の保全に寄与するかどうかについて自ら評価をさせ、その結果等を届け出を求めるとし、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する罰則を設ける。さらに、主務大臣が当該評価の方法に疑義がある等と認めるときは、必要に応じて、当該届出者に対し勧告することができる規定を設ける。 |
| 関連条項 | 第13条～第15条 |
| 必要性 | 条約上、条約発効日以前に知られていない用途に利用する水銀使用製品は、環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り製造及び商業上での流通を抑制することが規定されており、その担保のため、本法において既存の用途に利用する水銀使用製品以外の水銀使用製品の製造及び販売を抑制する措置を講ずることが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | ・当該製品の評価に係る費用が発生する。 ・届出書類の作成に係る費用が発生する。 |
| 行政費用 | ・評価の方法の策定に係る費用が発生する。 ・届出書類の確認に係る費用が発生する。 ・基本原則の遵守状況の確認及び勧告を行うための費用が発生する。 |
| その他の費用 | 事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 |
| 便益 | 新用途に利用する水銀使用製品について、環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、製造及び販売が抑制されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。 |
| 想定される代替案 | |
| | 人の健康又は環境の保全に寄与する場合でなければ、新用途の水銀使用製品の製造等をしてはならないことを努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。 |
| 費用 | |

| | | |
|------|--------|--|
| 代替案① | 遵守費用 | なし |
| | 行政費用 | 事業者における取組状況を確認するとともに、必要な場合には行政指導をするための費用が生じる(我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導を行う必要があるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。) |
| | その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 ・事業者が十分な取組を行わない場合、人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与しない水銀排出源が増加することとなる。 |
| | 便 益 | 我が国においては水銀代替・低減技術の開発・普及が進んでいることから、産業界の自主的取組だけで新用途水銀使用製品の製造及び販売はある程度抑制されることが期待されるものの、条約の担保措置としては不十分であると考えられる。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:新法による規制案では、事業者や行政において評価結果の届出手続きに係る費用負担が発生するが、代替案①では我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導を行う必要があるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。また、代替案①では、事業者が十分な取組を行うことが法的には担保されないため、事業者が十分な取組を行わない場合、人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与しない水銀排出源が増加することとなる。

便益:いずれの場合にも、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、代替案①では、人の健康の保護又は生活環境の保全に関する評価を事業者が行った後、事業者自身で結果を判断することとなるため、当該判断の妥当性を国が判断し、法的権限に基づき勧告する新法による規制案に実効性の点で劣る。また、代替案①では、新用途の水銀使用製品の製造状況や環境保全等に寄与するかどうかの評価結果等を国が把握することができないため、条約担保の観点からは不十分であると考えられる。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

水銀代替・使用量削減について優れた実績と技術を有する我が国は、水銀添加製品における水銀使用を削減していくという条約の趣旨に鑑み世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くす役割がある。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 水銀等を使用する製造工程に関する措置 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。 |
| 内容 | 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 |
| 関連条項 | 第19条 |
| 必要性 | 条約上、附属書B第一部に記載された特定の製造工程における水銀等の使用禁止、附属書B第二部に記載された特定の製造工程プロセスにおける水銀等の使用制限が求められており、これらの担保のため、我が国においても特定の製造工程における水銀等の使用を禁止することが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| 行政費用 | 国において、事業者が違反行為を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。 |
| その他の費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| 便益 | 我が国において、特定の製造工程における水銀等の使用が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 |

| | | |
|----------|--|---|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 特定の製造工程における水銀等の使用禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が特定の製造工程において水銀等を使用して鉱の掘採を行っていないかどうかの監督及び水銀等を使用し鉱の掘採を行っていた場合の行政指導にかかる費用が発生する。 |
| その他の費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 | |

| | |
|-----|--|
| 便 益 | 現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はなく、規制が最小化される。 |
|-----|--|

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において特定の製造工程(条約附属書第1部及び第2部の製造工程)における水銀等使用の実態はないため、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における特定の製造工程における水銀等の使用が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に特定の製造工程において水銀等を使用する者が現れないことを確実に担保することができないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

我が国においては条約附属書B第Ⅰ部及び第Ⅱ部の製造工程はいずれも、水銀等を使わない製造工程に代替されていることから既に水銀等の使用実態がなく、将来的にも水銀等が使用される可能性は低いものと考えられるが、将来における水銀及び水銀化合物の使用は法的には禁止されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。

条約附属書B第Ⅱ部の製造工程については、条約上水銀等使用の禁止までは求められないが、日本国内では実態として水銀等を使用しない代替工程が既に確立されておりこの現状を後退させるべきではないことから、禁止することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 | |
| 政策の名称 | 金の採取における水銀等の使用に係る措置 | |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp | |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) | |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することを禁止する。 | |
| 内容 | 金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 | |
| | 関連条項 | 第20条 |
| 必要性 | 条約上、「零細及び小規模な金の採掘及び加工における水銀等の使用の削減」が求められており、その担保のため、金鉱から水銀等を用いた方法での金の採取を禁止することが必要。 | |
| 費用 | | |
| | 遵守費用 | なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。 |
| | その他の費用 | なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。 |
| 便益 | 我が国において、金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行うことが法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。罰則規定を設けることで、国による監督・行政指導に要する費用を削減できる。 | |

| | | |
|----------|---|--|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 水銀等を用いた金の採取の禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていないかどうかの監督及び金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていた場合の行政指導に係る費用が発生する。 |

| | | |
|-----|--------|--|
| | その他の費用 | なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。 |
| 便 益 | | 現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はなく、規制が最小化される。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において、金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はないことから、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の義務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べて相当多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することが法的に禁止にされることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行う事業者が現れないことを確実に担保できないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法における規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

我が国においてはASGMにおける水銀及び水銀化合物の使用の実態は確認されておらず、今後も水銀等を使用した金の採掘が行われる可能性は低いものと考えられるが、将来におけるASGMでの水銀及び水銀化合物の使用は法的には禁止されていないことから条約担保のための法的措置が必要である。その際、条約上ASGMにおける水銀及び水銀化合物の使用の禁止までは求められていないが、現状を後退させるべきではないことから、禁止することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|--|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 水銀等の貯蔵の指針に基づく勧告制度の創設 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbff@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等(水銀及びその化合物をいう。)の貯蔵が環境上適正に行われることを確保する。 |
| 内容 | 主務大臣(※)は、水銀等貯蔵者が環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀等貯蔵者に対して勧告を行う。 ※貯蔵の指針の策定については環境大臣、経済産業大臣および水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 勧告については水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 |
| 関連条項 | 第21条 |
| 必要性 | 条約上は、締約国は水銀等の暫定保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀等の貯蔵に関する技術上の指針を定め、必要な場合には環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀等貯蔵者に対して勧告を行うことができることが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 水銀等の貯蔵の指針を遵守するための費用が発生する。 |
| 行政費用 | 指針の遵守状況の確認のための費用と勧告を行うための費用が発生する。 |
| その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保することによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 |

| | | |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案(| 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 水銀等の貯蔵の指針を遵守する場合、そのための費用が発生する。 |
| | 行政費用 | 行政指導を行うための費用が発生する。 |

| | | |
|---|--------|--|
| ① | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| | 便 益 | 代替案のみでは、水銀等の貯蔵の指針の遵守が任意であることから、水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案、新法規定案とも貯蔵の指針を遵守するための費用が発生する。

行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。

便益:現状又は代替案に比べ、水銀等の貯蔵の指針が遵守されない場合であっても、勧告により、その実効性が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による環境の汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

条約における「環境上適正な暫定的保管に関する指針」は条約発効後の締約国会議で採択されることから、それまでの間、国が管理指針等を策定し環境上適正な取扱い等を定めることが適当である。その際、条約上、環境上適正な暫定的保管に関する指針は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)に基づく指針(保管・運搬等に関する内容を含む)等を考慮して採択されることから、国が管理指針等を検討する際は、バーゼル条約の指針を考慮することが適当である。また、同管理指針等の策定に当たっては、保管の形態、量等によって適切な管理方法を規定するなど、実態に適したものとすべきである。ただし、バーゼル条約の指針等は廃棄物に適用されるものであり、暫定的保管とは取扱う物の性状等が異なる部分もあることから、これらの情報のうち、暫定的保管に関係する部分を中心に参照することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 水銀等の貯蔵に関する報告制度の創設 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等(水銀及びその化合物をいう。)の貯蔵の状況等を把握する。 |
| 内容 | 一定量以上の水銀等の貯蔵を行う事業者に対し、定期的に主務大臣(※)への貯蔵の状況等に関する報告を義務付け、報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を設ける。 ※ 水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 |
| 関連条項 | 第22条 |
| 必要性 | 条約上は、締約国は水銀等の暫定保管が環境上適切な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀等の貯蔵の状況を把握することが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 定期的に報告するための費用が発生する。 |
| 行政費用 | 報告の受理に係る費用が発生する。 |
| その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 水銀等の貯蔵の状況を把握することによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 |

| | | |
|----------|--|-------------------------------------|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 水銀等貯蔵者に対して報告義務を課さずに、貯蔵の指針の策定及びそれに基づく勧告のみを規定する。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 新たな費用は発生しない。 |
| | 行政費用 | 新たな費用は発生しない。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |

| | | |
|------|---|--|
| | 便 益 | 代替案では、水銀等貯蔵者が現にどのように水銀等の貯蔵を行っているか主務大臣が把握することが困難であり、水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |
| 代替案② | 水銀等の貯蔵を開始する際に主務大臣に対してその旨の届出をしなければならないこととする。 | |
| | 費 用 | |
| | 遵守費用 | 届出を行うための費用が発生する。 |
| | 行政費用 | 届出の受理に係る費用が発生する。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| | 便 益 | 代替案では、水銀等貯蔵者が現にどのように水銀等の貯蔵を行っているか主務大臣が把握することが困難であり、水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |

| | |
|---|--|
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | |
| <p><代替案①との比較> 費用:事業者については、現状と比べ代替案では新たな費用は発生しない。一方、新法規定案では新たな費用が発生するが、当該規制の新設は事業者に対して過度の負担を強いるものではない。 便益:現状および代替案での条約の担保は不可能だが、新法では条約の円滑かつ的確な実施が可能になる。</p> <p><代替案②との比較> 費用:事業者については、現状と比べ代替案では届出、新法規定案では報告を行うための費用が発生する。 行政費用については、現状と比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。 便益:現状又は代替案に比べ、定期的な報告により水銀等貯蔵者が現にどのように水銀等の貯蔵を行っているか把握することが可能になるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による環境汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p> | |

| |
|---|
| 有識者の見解その他の関連事項 |
| <p>「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)</p> <p>①管理指針等に基づく保管措置の実施状況を適切に把握等するため、また、②条約の発効による水銀等の需給バランスの変化により、現状では有価物である水銀等が将来的に廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性があることも考慮すれば、条約第10条(暫定的保管)の対象物が水銀廃棄物となった場合に第11条(水銀廃棄物)に基づき適正に管理される制度とするため、一定量以上の水銀を保管する事業者に対し定期的にその保管状況等の報告を求めることが適当である(後略)。</p> |

| |
|--------------------------|
| レビューを行う時期又は条件 |
| 附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。 |

| |
|-----|
| 備 考 |
| |

規制に係る事前評価書

| | | |
|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 | |
| 政策の名称 | 水銀含有再生資源の管理の指針に基づく勧告制度の創設 | |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp | |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) | |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることを確保する。 | |
| 内容 | 主務大臣(※)は、水銀含有再生資源管理者が環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、環境の汚染を防止するため必要があると認め、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀含有再生資源管理者に対して勧告を行う。 | |
| | ※ 管理の指針の策定については環境大臣、経済産業大臣および水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 勧告については水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 | |
| 関連条項 | 第23条 | |
| 必要性 | 条約上は、締約国は水銀廃棄物の管理が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀含有再生資源の管理の指針を定め、必要な場合には、環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀含有再生資源管理者に対して勧告を行うことができることが必要。 | |
| 費用 | 遵守費用 | 水銀含有再生資源の管理の指針を遵守するための費用が発生する。 |
| | 行政費用 | 指針の遵守状況の確認のための費用と勧告を行うための費用が発生する。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 | |

| | | |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 水銀含有再生資源の管理の指針を定め、行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 水銀含有再生資源の管理の指針を遵守するための費用が発生する。 |
| | 行政費用 | 行政指導を行うための費用が発生する。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |

| | |
|-----|---|
| 便 益 | 代替案のみでは、水銀含有再生資源の管理の指針の遵守が任意であることから、水銀含有再生資源の管理が環境上適正な方法で行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |
|-----|---|

| | |
|---|--|
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | |
| <p>費用:事業者については、現状に比べ代替案、新法規定案とも届出に係る書類作成費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。</p> <p>便益:現状又は代替案に比べ、水銀含有再生資源の管理の指針が遵守されない場合であっても、勧告により、その 実効性が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による環境汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p> | |

| | |
|--|--|
| 有識者の見解その他の関連事項 | |
| <p>「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)</p> <p>新たな法的措置により対策が講じられることとなる廃棄物処理法上の廃棄物でないものについては、バーゼル条約の指針等を考慮し、かつ、条約発効後の締約国会議で追加の条約附属書として採択される「環境上適正な管理の際に従う要件」に基づいて適正な管理を行うことが求められる。こうしたことから、附属書として要件が定められることも踏まえつつ、保管の形態、量等によって適切な管理方法を規定するなど、実態に適した管理指針等を策定し、保管時等の環境上適正な取扱い等を定めることが適当である。</p> | |

| | |
|---------------------------------|--|
| レビューを行う時期又は条件 | |
| <p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p> | |

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
| | |

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |
| 政策の名称 | 水銀含有再生資源の管理に関する報告制度の創設 |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀含有再生資源の管理の状況等を把握する。 |
| 内容 | 水銀含有再生資源の管理を行う事業者に対し、定期的に主務大臣(※)への管理の状況等に関する報告を義務付け、報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を設ける。 ※ 水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 |
| 関連条項 | 第24条 |
| 必要性 | 条約上は、締約国は水銀廃棄物の管理が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀含有再生資源の管理の状況を把握することが必要。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 定期的に報告するための費用が発生する。 |
| 行政費用 | 報告の受理に係る費用が発生する。 |
| その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 水銀含有再生資源の管理の状況を把握することによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 |

| | | |
|----------|--|-------------------------------------|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 水銀含有再生資源管理者に対して報告義務を課さずに、水銀含有再生資源の管理の指針の策定及びそれに基づく勧告のみを規定する。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 新たな費用は発生しない。 |
| | 行政費用 | 新たな費用は発生しない。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |

| | | |
|------|---|---|
| | 便 益 | 代替案では、水銀含有再生資源管理者が現にどのように水銀含有再生資源の管理を行っているか主務大臣が把握することが困難であり、水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |
| 代替案② | 水銀含有再生資源の管理を開始する際に主務大臣に対してその旨の届出をしなければならないこととする | |
| | 費 用 | |
| | 遵守費用 | 届出を行うための費用が発生する。 |
| | 行政費用 | 届出の受理に係る費用が発生する。 |
| | その他の費用 | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。 |
| | 便 益 | 代替案では、水銀含有再生資源管理者が現にどのように水銀含有再生資源の管理を行っているか主務大臣が把握することが困難であり、水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

<代替案①との比較>

費用:事業者については、現状と比べ代替案では新たな費用は発生しない。一方、新法規定案では新たな費用が発生するが、当該規制の新設は事業者に対して過度の負担を強いるものではない。
 便益:現状および代替案での条約の担保は不可能だが、新法規定案では条約の円滑かつ確な実施が可能になる。

<代替案②との比較>

費用:事業者については、現状と比べ代替案では届出、新法規定案では報告を行うための費用が発生する。
 行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。
 便益:現状又は代替案に比べ、定期的な報告により水銀含有再生資源管理者が現にどのように水銀含有再生資源の管理を行っているか把握することが可能になるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による環境汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

(2) 管理指針等
(略)

(3) その他
上記管理指針等の実施状況の適切な把握等の観点から、適切な仕組みを構築すべきである。(後略)

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考